

仕様書

1 事業名

尼崎市シニア元気アップパンフレット協働発行事業

2 事業内容など

- (1) 発行予定部数 28,000 部以上
- (2) 刷り色 4 色刷り (ユニバーサルデザインを基本とする)
- (3) 規 格 A4 判 縦型 60~70 ページ程度 (民間広告はおおむね 30%まで)
- (4) 用 紙 表紙: コート紙 (86.5) A 判、157g/m²相当
本文: 上質紙 (35) A 判、64g/m²相当
- (5) 製 本 無線綴じ
- (6) 梱 包 クラフト紙による完全梱包
- (7) 掲載予定内容
 - ア 各地区 (行政 6 地区) の参加・利用できる場の情報 (原稿は市より提出)
 - イ 地域包括支援センターの紹介 (原稿は市より提供)
 - ウ 特集企画 (原稿は市より提出)
 - エ 協働発行事業者が提案・編集した企画、広告など
- (8) 条件
 - ア 広告販売・企画・編集・印刷・製本・納品に係る業務は、協働発行事業者が行うこととするが、その際は、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
 - イ 市は、データ (PDF など) 又は手書きの原稿などで情報提供を行う。
 - ウ 協働発行事業者が提案・編集する情報については、市と協議の上、掲載すること。
 - エ 校正回数は 3 回以上とする。
 - オ 広告の掲載にあたっては「尼崎市広告掲載要綱」及び「尼崎市広告掲載基準」の内容を満たすものとし、事前に市の承認を得なければならない。

3 広告

広告掲載については、協働発行事業者が審査の上、市も内容の審査を行う。また、その内容がパンフレットに適さないものであると市が判断した場合は、市と協議の上、変更しなければならない。

なお、広告収入及び責任は協働発行事業者に属する。

4 納品場所など

- (1) 納品場所は、尼崎市役所北館 3 階包括支援担当 (変更の可能性あり) とする。
- (2) 納品時期は、令和 9 年 2 月中旬までとする。
- (3) 納品方法は、上記(1)に記載している場所へ現物納品とする。また、データについては PDF などに変換し、併せて納品すること。

5 費用負担

発行に係る費用は、協働発行事業者が全額負担するものとする。

6 著作権

市が協働発行事業者に提供する情報に基づき発行された掲載情報の著作権は、市に帰属することとするが、協働発行事業者が独自に制作する情報や広告は協働発行事業者に帰属する。

7 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

8 法律の厳守等

協働発行事業者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、市の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 協働発行事業者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は協働発行事業者の負担と責任において行う。
- (2) 協働発行事業者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 協働発行事業者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を市の許可なく使用又は、利用してはならない。

9 再委託について

- (1) 協働発行事業者は、業務の全部を一括して、又は協働発行事業の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 協働発行事業者は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り、協働発行事業の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 協働発行事業者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 協働発行事業者は、市に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本協働発行事業の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、市に損害が発生した場合、協働発行事業者はその損害を賠償しなければならない。

10 その他

- (1) 市と協働発行事業者は、緊密な連絡体制をとること。
- (2) 市は、掲載広告の営業につながる直接的な活動は、行わないものとする。
- (3) 事業実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等

及び市の指示に従いながら進める。

- (4) 市は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
- (5) 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは双方協議の上、決定する。

以 上